

熊谷駅自転車駐車場使用料の障害者減免について

障害者及び障害者を扶養している方の経済的負担の軽減と障害者の社会参加の促進を図ることを目的とした「熊谷市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例」が令和6年1月1日から施行されます。

対象者

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・ 障害者に現に付き添って介護をしている方（障害者1人につき1人まで）

減免内容

使用料の免除

施行日

令和6年1月1日

申請方法

障害者手帳をお持ちの方

ゲートを出る際、係員に障害者手帳又はスマートフォン用の障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

介護者

ゲートを出る際、係員に「障害者に付き添って介護をしている旨」を申し出てください。

※現に介護している状態が必要であり、介護者のみの利用では減免対象になりません。

※定期券利用者は、窓口にお申し出ください。

団体や営利を目的とした利用の場合は、減免の対象になりません。

不正が発覚した場合は減免を取り消し、以降減免できなくなります。